# 入札説明書

# 【一般競争入札 (総合評価落札方式)】

業務名称:フィリピン国 バンサモロ地域インフラニーズ情

報収集•確認調査

案件番号:180346

第1 入札の手続き

第2 仕様書

第3 技術提案書作成要領

第4 経費積算に係る留意点

第5 契約管理及び契約金額の確定 (精算)に係る留意事項

第6 契約書(案)

別添様式集

2018年10月17日 独立行政法人国際協力機構 調達部

# 第1 入札の手続き

本件は、コンサルタント等契約の業務実施契約における一般競争入札(総合評価落札方式)案件です。本件に係る入札公示に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

なお、本業務にかかる書類の提出にあたっては「各種書類受領書」(別添様式集参照)を併せて提出して下さい。

#### 1. 公示

公示日 2018年10月17日 案件番号180346

#### 2. 契約担当役

理事 加藤 正明

#### 3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:フィリピン国 バンサモロ地域インフラニーズ情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))
  - (2) 業務内容:「第2 仕様書」のとおり
  - (3) 契約期間 (予定): 2018年12月から2019年3月

#### 4. 窓口

郵便番号 102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達部第一課

【担当者氏名】石岡 秀敏

【メールアドレス】 Ishioka. Hidetoshi@jica. go. jp

※なお、書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

#### 5. 競争参加資格

この一般競争入札(総合評価落札方式)に参加を希望する者は、競争参加資格を有することが必要です。共同企業体を形成して競争に参加しようとする場合は、共同企業体の代表者及び構成員全員が、競争参加資格を有する必要があります。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

(1)公示日において平成28・29・30年度全省庁統一資格を有する者。

ただし、全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

(国際協力機構ホームページ「調達情報」→「競争参加資格審査」参照)

- (2)会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、 競争に参加する資格がありません。
- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調) 第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
  - ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限までに上記規程に基づく資格停止期間 (以下、「資格停止期間」という。)中の場合、本入札案件には参加できま せん。
  - イ. 資格停止期間前に本入札案件への競争参加資格確認審査に合格した場合で も、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札案件には参 加できません。
  - ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
- (4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応札者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、 当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争 参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員が暴力団員による不当な行為の防止等関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを 不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係 を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例 (平成23 年東京都条例第54号)

に定める禁止行為を行っている。

(6) 利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人 (補強を含む。)となることも認めません。

#### 6. 入札説明書に対する質問

- (1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出して下さい。
  - ア. 提出期限: 2018年10月24日(水) 正午まで

イ. 提出先 : 上記4. 窓口

ウ. 提出方法:電子メール、郵送又は持参

<u>(公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、</u> <u>原則としてお断りしています。ご了承下さい。)</u>

- (2)上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
  - ア. 2018年10月29日(月) までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ(<u>http://www.jica.go.jp/index.html</u>)

- →「調達情報」
- → 「公告·公示情報 /
- →「JICA 本部における公告・公示情報」中の「業務実施契約」
- →「コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約)」(検索システ ム)
- イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

#### 7. 技術提案書・入札書の提出

(1)締切日時

2018年11月2日(金) 正午まで

(2)提出場所

上記4. 窓口

- (3)提出書類
  - ア. 技術提案書(提出部数:正1部、写3部)(「第3 技術提案書作成要領」 及び「別添様式第2 技術提案書作成要領に関する様式 / 参照)
  - イ. 入札書(厳封)(提出部数:正1通)(「別添様式第1 入札に関する様式」 参照)
    - 日付は入札執行日として下さい。

- ・ 代表者の記名、捺印をお願いします。
- 長3サイズの封筒に入れ、表に件名、社名記入、厳封のうえ提出して下さい。
- ウ. 技術審査結果通知書返信用封筒(82円分の切手貼付)
- (4)提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は上記(1)の提出期間内に到着するものに限ります。)

(5)技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- ア. 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- イ. 提出された技術提案書に記名、押印がないとき
- ウ. 同一提案者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- エ. 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- オ. 虚偽の内容が記載されているとき (虚偽の記載をした技術提案書の提出者 に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。)
- カ. 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反したとき

#### 8. 技術提案書の審査結果の通知

- (1)技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2018年11月12日(月)付までの文書をもって通知します。2018年11月14日(水)午前までに結果が通知されない場合は、上記4.窓口にお問い合わせ下さい。
- (2) 入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。
- (3) 失注企業へは、入札会から2週間以内に希望すれば、JICAより失注理由を説明することが可能です。

#### 9. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時: 2018年11月16日(金) 11時~
- (2)場所:東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 109会議室
  - ※入札会会場の開場は、入札会開始時刻の5分前となります。1階受付前にて 待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時 刻に間に合わなかった者は入札会に参加できません。
- (3)必要書類:入札参加に当たっては、以下の書類をご準備下さい。
  - ア. 技術提案書審査結果通知書(写)1通
  - イ. 委任状 1通 (別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不 要。)
  - ウ. 入札書 2通 (別添様式集 第1 入札に関する書式)参照。)
  - ※ 入札書は技術提案書と共に提出して頂きますが、不落の場合、その場で再 入札して頂きます。
  - 工. 印鑑、身分証明書

- ・代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同じ印鑑が訂正印として 必要になりますので、持参して下さい。
- ・代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人 印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、 身分証明書等の提示を求めることがあります。

#### (4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、その場で再入札を実施します。

再入札に参加する(再入札に係る入札書を提出する)者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご留意ください。

# (5)書類の修正

入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、以下の手続きが必要となりますので、ご留意ください。

- ・代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同じ印鑑が訂正印として必要 になりますので、持参して下さい。
- ・代表権を有する者が参加の場合は、修正箇所に、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、代表権者本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

#### (6) その他

・入札会に引き続き、落札者と当機構調達部及び案件主管部にて、契約条件の確認等についての打合せを行う予定ですので、予めご承知おき願います。

#### 10. 入札書

- <u>(1)入札は、技術提案書と同時提出済みの入札書を開封します。</u>不落による2回目 以降の入札(再入札)は、入札会当日持参した入札書によります。
  - (2) 第1回目の入札では、原則代理人を定めず、名称又は商号並びに代表者の氏名を記載し、押印することにより入札書を作成して下さい。なお、再入札の際は、必要に応じ、代理人を定めて下さい。代理人を定める場合は、入札書に代理人の氏名を記載し、押印することで、有効な入札書とみなします。その際、応札者の押印は省略することができます。
  - (3)入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価(円)(消費税等に係る課税 事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等(総価の8%)を除いた 金額)をもって行います。
  - (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8(消費税等)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって落札価格とします。
  - (5) 再入札の場合の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名 捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入して下さい。
    - ア、代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
    - イ. 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、代理人の氏 名及びその者の印
  - (6) 入札価格は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された

場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

- (7) 応札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (8)入札者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (9)入札保証金は免除します。
- (10)入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- ア、競争に参加する資格を有しない者のした入札
- イ. 入札書の提出期限後に到着した入札
- ウ. 委任状を提出しない代理人による入札
- エ. 記名押印を欠く入札
- オ、金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- カ. 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ. 明らかに連合によると認められる入札
- ク. 同一応札者による複数の入札
- ケ. 条件が付されている入札
- コ. その他入札に関する条件に違反した入札

# 11. 落札者の決定方法

(1) 評価方式

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。

(2) 評価配点

評価は100点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点80点、価格点20点とします。なお、技術提案書は100点満点で評価した上、次の(3)に示される計算方法により、技術点(80点満点)を算出します。

#### (3) 評価方法

#### ア. 技術評価

「第2 特記仕様書」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価(小数点以下第一位まで採点)し、合計点を技術評価点とします。

- ① 技術提案書の評価の結果、その評点が<u>基準点(技術評価点100点満点</u> 中50点)を下回る場合には不合格とします。
- ② 応札者の技術点は以下の評価方式により計算します。

(技術点) = (当該応札者の技術評価点) × 0.8

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値が ある業務の履行が期待できるレベルにある。	9 0 点以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十 分期待できるレベルにある。	80点
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の	70点

履行が十分できるレベルにある。	
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達してい ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60点
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50点未満

#### イ. 価格評価

価格点については以下の評価方式により算出します。算出にあたっては、 小数点以下第2位を四捨五入します。

(価格点) = (予定価格-当該応札者の入札価格) / 予定価格×(20点) ただし、当該応札者の入札価格が「予定価格の75%」を下回っている場合には、入札価格にかかわらず、一律、「予定価格の75%」の入札価格であったとして当該応札者の価格点を算出します。すなわち、この場合、当該応札者の価格点は「5.0点」となります。

# (4) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- ア. 技術提案書の評点が入札説明書において明示する基準点を下回らない者で あること
- イ. 当該応札者の入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- ウ. 当該応札者の総合評価点が最も高い者であること

#### 12. 入札会手順等

#### (1)入札会の手順

#### ア. 出席者等の確認

入札事務担当者が各出席者に入札会出席者名簿への署名を求めるととも に、技術審査結果通知書(写)及び委任状(代表権を有する者が出席の場合 は不要)を受領し、内容を確認します。

なお、入札に参加できる者は原則として各社 2名以内とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。また、必要に応じ、本人確認(運転免許証の提示等)を求めることがあります。

#### イ・技術点の発表

入札事務担当者が、応札者各社の技術点を発表します。

#### ウ、開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、既に提出されている入札書の封印を確認し、併せて、 各出席者にも確認を求めた上で、入札書を開封し、入札書の記載内容を確認 します。

#### エ、入札金額の発表

入札執行者が、各応札者の入札金額を読み上げます。

オ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

#### カ、落札者の発表

入札事務担当者が、予定価格を超えない応札者の価格点及び技術点との合計点を算出し、入札執行者がこれを読み上げた上で、「落札者」の発表を行います。

# キ. 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。)には、直ちに入札会に参加している応札者に再度の入札(以下「再入札」という。)を求めます。再入札を2回(つまり合計3回の入札)まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、会社への連絡を行うための休憩を挟む場合があります。

#### (2)入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のよう に入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函して 下さい。

#### (3)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執 行者の指示に従わなかった者は失格とします。

#### (4) 不落随意契約

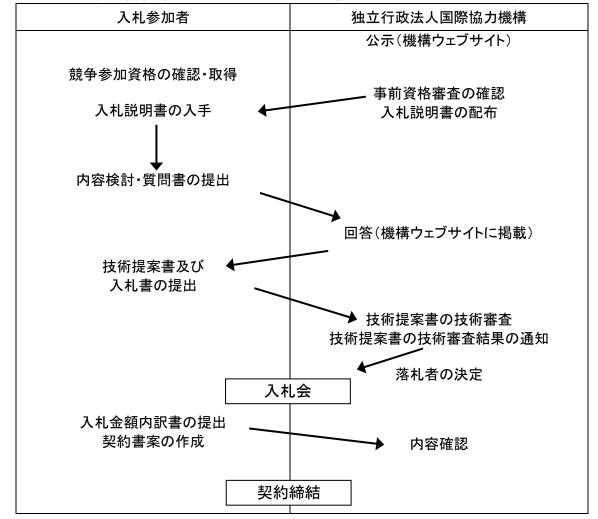
3回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格(税込)を超 えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

#### 13. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書 *(別添様式集「第1 入札に関する様式 4. 入札金額内訳書」参照)* の提出をいただきます。
- (2)「第6 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」(「第6 契約書(案)」参照)については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

#### (4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定しています。



# 図 総合評価落札方式による入札の手続きフロー(入札公示以降)

#### 14. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 公表の対象となる契約相手方
  - 次のいずれにも該当する契約相手方
  - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等(\*)として再就職している こと
    - ※ 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有 する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言するこ

となどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること(総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする)

#### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している 当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当 機構における最終職名
- イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、 次の区分のいずれかに該当する旨
  - 3分の1以上2分の1未満
  - 2分の1以上3分の2未満
  - ・ 3 分の 2 以上
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内(72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内)に掲載することが義務付けられています。

(4)情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますのでご協力をお願いします。

#### 15. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2)入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ウェブサイト上で公表します。
- (3)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の技術提案書及び見積書、並びに入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。
- (4) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- (5)技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合は、法令で定められている範囲において、 技術提案書等に記載された情報を提供することがあります。
- (6) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、(正) のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に上記4. 窓口までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等) いたします。なお、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (7) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)」に従い、適切に管理し取り扱います。

- (8)技術審査で不合格となった者の事前提出済み入札書は、入札会後2週間以内 を目処に、未開封の状態のまま郵送にて返却いたします。
- (9) 当機構では、入札説明書受理後、技術提案書を提出されなかった社に対し、 辞退理由書の提出をお願いしています。より応募しやすい調達制度の構築の参 考とさせていただきますので、以下のホームページを参照の上、よろしくご協 力願います。

国際協力機構ホームページ (http://www.jica.go.jp/index.html)

- →「調達情報」
- →「お知らせ」
- →「「プロポーザル提出辞退理由書」の導入について」

以上

# 第2 仕様書

仕様書は共通仕様書と特記仕様書から構成されます。

#### I. 共通仕様書

共通仕様書は、機構ウェブサイト「<u>調達情報</u> > <u>調達ガイドライン・様式</u> > 様式 業務実施契約 2014 年 4 月以降契約

(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.ht">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.ht</a> ml) にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。

#### Ⅱ.特記仕様書

#### 1. 調査の背景

40年以上にわたり紛争が続いたフィリピン共和国ムスリム・ミンダナオ自治地域(以下、「ARMM」という。)において、2014年3月、当国政府とモロ・イスラム解放戦線(MILF:Moro Islamic Liberation Front)の間で包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府の設立が合意された。そこから4年が経過した2018年7月27日、自治政府の設立に必要となる「バンサモロ基本法(BOL: Organic Law for the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao)」が大統領により承認された。今後、2022年の自治政府設立に向けて、バンサモロ自治政府の領域を確定するための住民投票の実施やバンサモロ暫定移行政府(BTA: Bangsamoro Transition Authority)の発足等が行われる予定である。日本政府は、和平合意前から、和平プロセスの進展及びミンダナオ地域の復興・開発を積極的に支援してきており、今後も、2017年10月に発表した「今後5年間の二国間協力に関する日フィリピン共同声明(Japan-Philippines Joint Statement on Bilateral Cooperation for the Next Five Years)」において表明したとおり、和平プロセスの進展に呼応する形で幅広い分野におけるミンダナオ開発支援を強化していく方針である。

他方、当該地域は、長年の紛争によるインフラ投資の不足等が影響し、フィリピン国内で開発が最も遅れた地域である。また、貧困率が全国平均22.1%に対し53.4%と全国平均の2倍以上であり当国内で最も高い状況となっている(国家統計2015年)。武装勢力の戦闘員や、近年ミンダナオ島で活発化している過激派への支持層はこうした貧困率の高い地域に多く、脆弱なミンダナオにおける平和と安定は、同地域・同国のみならずアジア全体の平和と安定に寄与することから、バンサモロ自治政府のガバナンス強化とともに、地域住民の生活改善や生計向上に資するインフラ開発を早期に実現することが急務である。

JICAは、2013年から技術協力「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」を通じて新自治政府の設立を見据えた制度・組織構築と人材育成に関する支援を行い、同プロジェクト内でバンサモロ開発計画(BDP: Bangsamoro Development Plan)(以下、「BDP」という。)の策定も支援した。その後、右開発計画の電力供給及び道路整備プロジェクトへの対応として、無償資金協力「バンサモロ地域配電網機材整備計

画」(2017年G/A署名)や「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業準備調査」(2017年~2018年)などを実施するなど、BDPを活用した案件形成に取り組み、当該地域の開発・発展に貢献してきた。新たに発足するバンサモロ自治政府においても、当該地域の開発計画が必要とされているが、BDPは、2001年にMILFによって設置されたバンサモロ開発庁(BDA: Bangsamoro Development Agency)が中心となって策定されたものである。2019年に設立予定のBTAは、MILFのみならず、モロ民族解放戦線(MNLF: Moro National Liberation Front)、先住民族、非ムスリム等、多様なメンバーから構成されることを踏まえ、より包括的な開発計画の策定が求められている。

ついては、本調査において、BDPやARMM地域開発計画(ARMM Regional Development Plan 2017-2022)等を踏まえ、インフラ(道路、橋梁、港湾、空港、電力、水道、防災等の都市インフラや、小学校、保健所、公民館、給水施設等のコミュニティインフラ)の開発ニーズを確認した上で、新自治政府の礎となりうるインフラ開発計画素案の作成を行うと共に、我が国資金協力での実施可能性の高い案件を3件程度選定し、右案件に関して案件形成のための基礎的な情報の収集を行うものとする。

#### 2. 調査の目的

バンサモロ地域の発展及び安定のため、関係機関からの情報収集及び既存資料の分析を通じ、当該地域におけるインフラ開発ニーズを把握し、具体的なインフラ整備事業の優先順位付けを行い、優先度の高い事業に関してはその実施可能性について基礎的な検討・提案を行うもの。

なお、本業務の対象地域は、ムスリム・ミンダナオ自治地域及び紛争影響地域、住民投票の結果としてバンサモロ自治政府に編入される可能性がある地域とする。 コンサルタントは本邦及びマニラ首都圏から遠隔業務を行うこととし、現地傭人については、上記対象地域のうち関係者との協議が想定されるコタバト市や候補案件の現地踏査として必要な地域(マラウィ市等)及びコンサルタントとの打ち合わせを目的としたマニラ首都圏での業務が現時点では想定される。

#### 3. 調査実施上の留意事項

#### (1) 現時点で想定される優先度の高い事業

幅広く情報収集を行った上で、優先度を決定することを基本方針とするが、現時点で、道路ネットワーク整備、マラウィ市近郊の職業訓練センター建替え、空港施設整備(夜間照明、テロ対策機材)等の優先度が高いことが想定されている。

#### (2)業務実施体制

現在(2018年9月時点)でのJICA安全対策措置(一時的措置)において、コンサルタントによる本業務対象地域(ムスリム・ミンダナオ自治地域及び紛争影響地域、住民投票の結果としてバンサモロ自治政府に編入される可能性がある地域)への業務・一般渡航は禁止されていることから、当該業務従事者は右地域に立ち入ることなく、本邦及びマニラ首都圏から遠隔で業務を行うこととする。業務対象地域での活動が必要になる場合、その実施にあたっては、現地傭人を活用することとし、遠隔管理による実施体制について、プロポーザルにて提案すること。なお、傭人雇用に係る経費は定額計上すること。定額計上の詳細は「第4経費積算に係る留意点」2.(3)

#### 参照。

但し、業務期間中に JICA 安全対策措置(一時的措置)が改定される可能性もあるため、バンサモロ地域(主にコタバトを想定。JICA 安全対策基準上の業務渡航禁止地域は除く。)における業務渡航が可能となった場合、出張ベースで立ち入り、関係者との協議等の業務を行うことが望ましいことから、コンサルタントは右出張にも対応できるようにすること。なお、この場合必要となる追加の出張経費(旅費、安全対策経費等)については、契約変更によって対応する。

## (3)安全対策

プロポーザル作成に際しては、必ずフィリピン国の安全対策措置(渡航措置及び行動規範)を確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成すること。安全対策措置の入手方法は、以下の JICA ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請し、JICA ウェブサイトよりダウンロードして閲覧する。

JICA の国別安全対策ルール: https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html

その他の安全対策としては以下のとおり。

- 1) 初回現地渡航時までに、JICA が行う「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対 策実技訓練」を受講すること。
- 2) 業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。
- 3) フィリピンの治安状況(特にミンダナオ島)については、JICA 事務所等を通じて事前に情報収集を行う。
- 4) 現地業務実施時における安全管理体制について、プロポーザルに含めること。
- 5) JICA が定める安全対策措置及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を遵守すること。現地傭人についても、邦人関係者と同レベルではないものの、上記文書に沿って適切な安全対策を講じることが必要。
- 6)業務期間中は、上記で記載したとおり、バンサモロ新自治政府に編入される地域を確定する住民投票(2019年1月頃)や、中間選挙(国会議員、地方首長等の選挙)が予定されており、現地傭人を用いた業務に影響が出る可能性がある。そのため、JICAフィリピン事務所やBDA等とも相談しつつ、現地業務日程を調整する必要性がある点に留意すること。

#### (4) 政治体制の移行期にあることへの留意

2022 年の自治政府設立に向けて、住民投票によるバンサモロ自治政府領域の確定、BTA のメンバー任命、設立等のプロセスが今後進んでいく予定である。現時点で想定されるプロセスは以下のとおり。

2019 年 1 月 21 日 住民投票

2019 年 2 月中旬~3 月末 BTA 発足(5 月以降の可能性もあり。)

2019 年 5 月 中間選挙(国会議員・地方首長等の選挙)

2022 年 5 月 バンサモロ選挙、大統領選挙 2022 年 6 月 バンサモロ自治政府発足

業務実施に当たっては、関係機関の実施体制の移行状況に係る情報収集・分析を行いつつ、慎重かつ柔軟な対応が求められる。また、政治体制の移行期にあっては、現地情勢が流動的となることから、JICA フィリピン事務所およびコタバトプロジェク

トオフィスと密に連絡を取りつつ、万全の安全対策を取って業務を行うこと。

#### (5) 多様な関連機関

紛争影響地域の開発に関連する機関は多岐にわたる。主な関連機関は以下のとおりであるが、調査対象として想定される機関を、プロポーザルにて提案すること。

- ムスリム・ミンダナオ自治地域(ARMM)政府:ムスリム・ミンダナオ自治法(MMAA25) で規定された自治政府。公共事業道路省、農漁業省等、中央政府に対応する省庁が存在するが、中央政府は ARMM 政府に対して人事権だけを移管し、事業費の権限を移管していないことから、インフラ、教育などの事業実施管理及び運輸や天然資源の許認可等の権限は現在、中央省庁にある状況。地方自治体の監督権限も有していない。ARMM 政府は、今後、住民投票による BOL の承認をもって改廃される予定。
- 地方自治体: 1991 年に制定された地方自治法(Local Government Code) に則り、 内国歳入割当金(IRA: Internal Revenue Allotment) が中央政府から直接配賦されている。他方で、1994 年に制定された「ムスリム・ミンダナオ法第 25 号」により、各省庁の人事権は ARMM 政府が持つが、事業費は地方自治体が持つという構造になっており、ARMM 政府との公共サービス提供における効果的な連携が取れていない状況が課題。
- 中央政府:上述のとおり、現在、ARMMのインフラ等の事業実施監理、許認可等の 権限を持つ。BTA及びバンサモロ自治政府下での、インフラ事業実施に係る当該 地域への中央政府の関与の仕方については、注視する必要がある。
- 和平プロセス大統領顧問室 (OPAPP: Office of the Presidential Adviser on the Peace Process): フィリピン政府側の代表として和平プロセスを監督、調整、実施する組織。2014 年、OPAPP と MILF の和平交渉団 (現、和平実施パネル) の下に、フィリピン政府と MILF 側との権限移行にかかわる調整行う「移行調整委員会 (Coordination Team for Transition、通称 CT4T)」を設置。
- バンサモロ移行委員会 (BTC: Bansamoro Transition Commission): 新自治政府発足に向けたバンサモロ基本法の策定と社会・経済開発の調整を担う組織。2013 年発足、2015 年再編。BTA 設立までの期間、権限移行を実質的に管理する。
- バンサモロ開発庁 (BDA: Bangsamoro Development Agency): 2001 年にフィリピン政府と MILF (Moro Islamic Liberation Front)との間で結ばれた「トリポリ協定」に基づき、MILF が設置した紛争影響地域の復興・開発・人道活動を担う組織。2014 年にバンサモロ開発計画フェーズ 1 (BDP1)、2016 年にフェーズ 2 (BDP2)を JICA 等の支援により策定。(フェーズ 1 は、BTA 設立からバンサモロ自治政府設立まで(2015 年から 2016 年中旬)の移行期間を対象とした短期計画、フェーズ 2 は、バンサモロ自治政府設立から 2022 年まで(2016 年中旬から約 5 年間)のバンサモロ自治政府設立後の中期計画。)
- ミンダナオ開発庁 (MinDA: Mindanao Development Authority): 2010 年に制定されたミンダナオ開発庁令に沿って設立された政府機関。ミンダナオの社会経済開発にあらゆるセクターの関係者が参加するために、その促進・調整を担う機関。

#### (6)紛争予防配慮の観点からの留意事項

本業務対象地域は、紛争の影響を強く受けている地域であり、本業務実施及び提案

案件によって引き起こされる紛争への負の影響を回避することは最重要課題である。 紛争予防配慮・平和促進の観点及びフィリピン政府が掲げる包摂性の観点から、本業 務において配慮が必要な事項の例は下記 1) ~ 3) のとおりであるが、配慮事項につ いてプロポーザルにて明記すること。

#### 1) 多様な関係者への配慮

移住政策によりムスリムと先住民の多くは、肥沃な土地から農業生産性の低い辺境 地に追いやられ、土地の喪失は、収入機会・食料の喪失につながった。その結果、紛 争影響地域と他地域間や民族・宗教間の経済的格差が広がり、紛争要因の一つとなっ てきた。

今後、バンサモロの開発促進、投資促進を進める上では、当該地域に住む人々に対して包摂的かつ公平な開発を推進していくことが紛争再発予防の観点から非常に重要であるため、本業務遂行においては、ムスリム、キリスト教徒、少数民族等多様なステークホルダーの意見を取り入れる等十分留意すること。

#### 2) 土地問題への配慮

提案の際に留意すること。

フィリピン政府が 1920 年代から進めたルソン島やビサヤ島からのキリスト教徒のミンダナオ島移住政策により、伝統的土地所有制度のもと土地を所有していたムスリムや先住民に対し、入植者は合法的な手続きにより土地の所有を拡大した。一方で、多くのムスリムや先住民は、先祖伝来の土地の登記を行わなかったが、1973 年に発布された大統領布告により、登記されていない土地は国有地と見做されることになった。このような背景から、業務対象地域では、現在も、公的登記制度と伝統的管理制度が併存するとともに、中央と地方で土地認定・登記を行う機関が複数存在するため、登記されていない土地や複数の土地権利書が重複して発行されている土地があり、ムスリム氏族間の土地紛争も続いている。更に、元戦闘地域の場合、未帰還の国内避難民が存在する地域もある。したがって、土地紛争を助長しないような開発となるよう、

#### 3) 社会的弱者(特に先住民)への配慮

本業務対象地域は、紛争影響により、女性世帯主や障害者等の社会的弱者が多く、また先住民族も居住している。和平プロセスでムスリムの権利に焦点が当てられる中で、先住民族が更に周縁化されることのないよう、業務対象地域に先住民族が居住している、または先住民族が土地の所有権を主張している場所で開発事業を行う際には慎重な配慮が求められる。

#### (7) 当該地域にかかる邦人の渡航制限を踏まえた案件の提案

本調査を通じて抽出する優先事業に関し、JICAの支援を想定する場合には、今般のミンダナオ島の治安情勢に鑑み、基本的に邦人が現地に立ち入ることができないことを考慮に入れ、遠隔での案件監理や、実施機関及び現地傭人(フィリピンローカルの団体・個人(NGO やコンサルタント等)の能力を勘案した案件の提案を行うこととする。

# (8) 他ドナー等の動向

バンサモロ新自治政府の設立に向けて、世界銀行や UNDP 等の国連機関、他国政府

も当該地域に対する支援として、各種信託基金を通じた支援、BTA 及びバンサモロ政府への移行支援、教育支援、空港や港湾等のインフラ整備等を模索している状況にある。なお、インフラ整備に関しては、ADB が道路や橋梁等のインフラ整備を計画していることが分かっている。

本調査の実施に際しては、他国ドナー等の動向についても把握することとし、必要に応じて、他ドナー及び他国政府に対して直接聞き取り調査等を実施することとする。

## 4. 調査の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

# 【国内準備作業(2018年12月上旬)】

- (1) JICA と協議の上、ARMM 地域開発計画(ARMM Regional Development Plan 2017-2022)、バンサモロ開発計画(BDP)等、対象地域のインフラ開発に係る既存の関連資料・情報、データを整理し、インフラ開発計画素案(案件のロングリスト含む)を作成する。
- (2) 候補案件検討のためのクライテリア案(経済社会開発効果や、緊急性、費用対効果、フィージビリティ等)について、JICA と協議して決定する。その上で、上記(1)の作業を通じて作成したロングリストの中から、我が国資金協力の候補となる案件(以下、「候補案件」)を検討する。
- (3) 現地で収集する必要がある資料・情報、データを整理する。
- (4) (1) ~ (3)) の作業結果を、JICA に報告する。

#### 【第1次現地作業(2018年12月中旬)】

関係機関や JICA フィリピン事務所との協議を通じ、上記国内準備作業で整理・検討した案件・データを精緻化するとともに、インフラ開発にかかる新たなニーズについても確認する。また、現地傭人の調達を含む実施体制の構築を行い、現地調査を開始する。

#### 【国内作業(2018年12月下旬)】

- (1) 第1次現地作業の結果を基にインセプションレポート(案)を作成し、内容を JICA に説明する。協議の結果を受けて、インセプションレポートを最終化し、JICA の 承認を得る。なお、インセプションレポートには、別紙「報告書目次案」のうち、(1)  $\sim$  (6) 2) までの内容を含めること。インセプションレポート作成の過程で、候補 案件検討のためのクライテリア及び候補案件について JICA に提案・協議を行い、決定する。
  - (2) JICAによる候補案件に関する説明資料作成を、JICAの指示に基づき支援する。

#### 【第2次現地作業(2019年1月~2019年2月中旬)】

- (1) 関係機関に対し、インセプションレポートを説明し、内容を協議・確認する。 その際、候補案件について追加調査を実施することについて確認を得る。
- (2) 候補案件の実施可能性について、その社会経済条件、技術的観点、環境社会 配慮等の観点から基礎情報の収集を行い、事業概要(簡易な設計含む)や事業費 概算について取りまとめる。

(3) これまで実施された本調査の全ての結果を取り纏めの上、別紙「報告書目次案」の項目に沿ってドラフトファイナルレポートを作成し、レポート及び説明資料内容について JICA の確認を得てから、関係機関に説明・協議を行う。

#### 【国内整理作業(2019年3月上旬)】

ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、ファイナルレポートとして取り纏める。

## 5. 業務の工程

- (1) 2018年12月上旬:業務開始
- (2) 2018 年 12 月下旬: インセプションレポート提出
- (3) 2019 年 2 月中旬: ドラフトファイナルレポート提出
- (4) 2019 年 3 月上旬:ファイナルレポートを提出

#### 6. 便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、必要に応じJICAフィリピン事務所およびコタバト・プロジェクト・オフィス(CPO)の支援を受けられるものとする。

#### 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2019年3月11日を予定している。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1)業務計画書(契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの) 和文1部(簡易製本(ホッチキス止め可))、電子データ(PDF)
- (2) インセプション・レポート 英文1部(簡易製本(ホッチキス止め可))、電子データ(PDF)
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート 和文1部、英文1部(簡易製本(ホッチキス止め可))、電子データ(PDF)
- (4) ファイナル・レポート和文3部、英文3部(製本)、CD-R(2枚)

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

(別紙)

#### 報告書目次案

- 注)本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の 結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。
  - (1)調査結果要約
  - (2)業務の概要
    - 1)調査の背景
    - 2)調査の目的
    - 3)調査対象地域
    - 4)業務実施の方法
      - 作業計画
      - 要員計画
  - (3) バンサモロ地域のインフラ整備にかかる現状と課題
    - 1) バンサモロ地域を取り巻く環境
    - 2) インフラ整備の現状
    - 3) インフラ整備の課題
  - (4) バンサモロ地域におけるインフラ整備ニーズ
    - 1) バンサモロ開発計画の実施状況
    - 2) 関係機関におけるインフラ整備計画とその実施状況
    - 3)他ドナーの動向
  - (5) インフラ開発計画素案の作成
    - 1) インフラ開発計画素案の作成プロセス
    - 2) インフラ開発計画素案
  - (6)優先プロジェクトの検討
    - 1) 選定方法
    - 2) 選定結果
    - 3)優先プロジェクト概要
    - ・適用可能スキーム(有償資金協力、無償資金協力、技術協力等)
    - ・セクター別上位政策との関係性・整合性
    - ・事業概要(事業費概算、実施体制、維持管理体制、実施スケジュール・工期、環境社会配慮(住民移転数概算、土地所有状況、事業地の性質(先住民居住地、軍用地でないか等)等)
    - ・プロジェクト実施に係るARMM内(自治政府内)での必要な手続き

以上

# 第3 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、仕様書に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

# 1. 技術提案書の構成

技術提案書の構成と頁数目安は次表のとおりです。

	記載事項		頁数目安	
	也以并为	1社	JV	
頭	紙			
表	紙			
1	コンサルタント等の法人としての経験、能力			
	(1)類似業務の経験	6	注	
	(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	1~2	1~2	
2	業務の実施方針等			
	(1)課題に関する現状認識	1	5	
	(2)業務実施の基本方針	5		
	(3)作業計画			
		3	3	
	(4)要員計画	3	3	
	(5) その他	-	1	
3	業務従事予定者の経験、能力等			
	(1) 評価対象業務従事者の経歴	5 /	/人	

- 注)共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社(共同企業体代表者及び構成 員)にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数(共同企業体代表者及び構成員の社数)」 を頁数目安として下さい。
- 注 2) ISO9001 等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

# 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

#### (1)業務の工程

「第2 仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

# (2) 業務量の目途及び業務従事者

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、応札者は、「第2 仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

1) 作業人月(目途):

(全体)約3.66人月

(内訳) 現地作業: 約 2. 16人月

国内作業:約 1.50人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、応札者が提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札となりませんので、ご留意ください。

#### 2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは機構が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- ① 総括/地域開発(2号)(現地渡航回数:延べ2回)
- ② 社会基盤整備(3号) (現地渡航回数:延べ2回) なお、提案いただく業務従事者の全てを評価します。

#### (3) 評価に際しての類似業務/対象国/語学力

技術提案書の評価に際しては、以下の項目を類似案件、対象国又は近隣地域、語学力として評価します。

1) 社としての類似業務経験

地域開発・地域インフラ開発に係る各種業務

- 2) 評価対象者(総括/地域開発)
  - ① 類似業務 地域開発にかかる各種業務
  - ② 対象国/地域 フィリピン国/全途上国
  - ③ 語学力 英語
- 3) 評価対象者(社会基盤整備)
  - ① 類似業務 社会基盤整備にかかる各種業務
  - ② 対象国/地域 フィリピン国/全途上国
  - ③ 語学力 <u>英語</u>

#### (4) 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、入札条件です。)

- ( )本業務においては、共同企業体の結成を認めません。
- (〇) 本業務においては、共同企業体の結成を認めます。共同企業体の結成に あたっては、技術提案書に結成届を添付して下さい。
- (5) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、<u>自社と雇用関係のある技術者以外の者を業務従事者</u>として配置すること(以下、「補強」という)を、以下の条件で認めます。

- ( )業務主任者(総括)を含む業務従事者の補強を認めます。
  - (〇) 業務主任者(総括)を除く業務従事者の補強を認めます。

なお、評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予 定者の所属する社もしくは団体から同意書(自営の場合は本人の同意書)(様式 はありません)を取り付け、技術提案書等(正及び写)に添付してください。同 意書は写しでも構いません。

#### (6) 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、入札条件です。)

- (○) 外国籍人材の活用を認めます。
- (〇) 外国籍人材の活用を認めます。ただし、現地業務に従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (7)配布・閲覧資料

#### (ア)配布資料:

- 1) Bangsamoro Development Plan
- 2) フィリピン・ミンダナオ安全管理(「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」他)
- 3) コタバト市インフラ計画策定プロジェクト関連書類(要請書、コンセプトペーパー等)
- 4) Bangon Marawi Comprehensive Rehabilitation and Recovery Program (Draft)
- 5) マラウィ市職業訓練センター関連書類
- 6) OPAPP 支援案件リスト

※上記2)~6)は未公開資料ですがプロポーザル作成の一助とするため希望により配布しますので、希望される場合には、代表アドレス(e-koji@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

#### 【提供依頼メール】

本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

#### (イ) 閲覧資料:

- 1)フィリピン国 バンサモロ包括的能力向上プロジェクト(開発計画策定)ファイナルレポート 要約編和文 (<a href="http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026057.html">http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026057.html</a>)
- 2) Comprehensive capacity development project for the Bangsamoro development plan for the Bangsamoro final report

(http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026059.html)

Project Report (抜粋)

(http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026063.html)

3 ) ARMM Regional Development Plan 2017-2022 (http://rpdo.armm.gov.ph/rpdo/index.php/rdp-2017-2022)

# 3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

#### 3. 1 コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各 団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人 としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項 目ではこれらを総合的に記述して下さい。

# (1)類似業務の経験

国内業務、海外業務を問わず、上記2.(3)に示した類似業務の実績を記述し、 それらの業務の経験が当該案件の実施にあたり有用であることを説明して下さい。類似業務とは、業務の分野(経済開発、農業等)、技術サービスの種類(フィージビリティ調査、施工監理等)、業務対象、業務規模などにおいて、蓄積された 経験等が当該案件の実施に際して活用できる業務を指します。

<u>別添様式2-3①</u>では、類似業務として的確なものを海外、国内を問わず、各社(共同企業体代表者及び構成員)で、それぞれ20件以内(原則として過去10年以内のもの)を選び、その実績を海外、国内に分け、年度ごとに記載して下さい。

<u>別添様式2-3②</u>では、<u>別添様式2-3①</u>の業務実績の中から、当該案件に最も類似していると考えられる実績(海外、国内を問わず)を、各社(共同企業体代表者及び構成員)で、それぞれ5件以内を選び、類似点等を記載して下さい。プロジェクトの目的、内容等、また、共同企業体で実施している場合は担当業務、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

# (2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)

業務は、業務従事者が主体となって実施しますが、業務受注者が社としてどのような取り組みを行うか、またそのための支援体制をどのように敷くかについて十分に検討されていることも、業務を円滑かつ適切に進めるための重要な要件の1つとなります。このようなバックアップ体制とは、概ね、報告書の内容の審査・校閲のような業務に与える便宜や危機管理への対応等のロジスティクス的なもの、コンプライアンス体制(法令遵守の取り組み)と、有識者による業務支援体

制のような業務内容に関わる技術的な内容になります。

記載する内容は、バックアップについての考え方及びそれを行う社内の組織・体制、該当者名等になります。また、社外の有識者等(大学教授、研究者等)によるバックアップを得られるような場合には、その体制、形態及びバックアップの内容等につき、<u>当該有識者等の了解を必ず得た上で</u>、具体的に記載してください。現地におけるバックアップ体制がある場合は、例えば自社の支店/海外事務所、現地連絡員、ローカルコンサルタント、大学や研究機関などについて、支援を受ける具体的な内容と併せて、それらの名称や連絡先等を記載してください。社のコンプライアンス体制については別添様式2-4に記載してください。

IS09000 シリーズの品質保証システム等を保有している場合には本項目で記載し、認定証の写しを添付してください。

また、ISO9000 シリーズの品質保証システム、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」等を保有している場合には本項目で記載し、認定証の写しを添付してください。

なお、<u>共同企業体を結成する場合は、その必要性及び責任体制についても記載</u>してください。必要性が明確でない場合は減点対象となる可能性があります。

#### 3.2 業務の実施方針等

仕様書について応札者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて 記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず 明らかにして下さい。

#### (1)課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で応札者が認識している以下の項目について整理の上、 記述して下さい。記述は全体で5ページ以内として下さい。

- 1) ミンダナオ島及び調査対象地域を取り巻く社会文化的背景と政治・和平動向
- 2) 調査対象地域におけるインフラ開発分野の現状と課題

#### (2)業務実施の基本方針

「第2 仕様書」で示した内容及び上記(1)の課題に関する現状認識の下、 応札者がどのような方針で業務に臨むのか、運営面及び技術面の観点から記述し て下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。なお、「第2 仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

#### (3)作業計画

上記「(2)業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、業務全体をどのように実施していくか、その流れを示すフローチャートを<u>別添様式2-5</u>に示し綴じ込んで下さい。フローチャートは時系列に配慮した上で、業務項目間の相関関係等が明らかになるように作成して下さい。仕様書に示された業務工程と提案され

る作業計画との間に差異がある場合には、考え方について具体的に記述して下さい。

#### (4)要員計画

業務を実施するために必要な要員計画を、仕様書に記載された業務従事者の構成(案)を参考に<u>別添様式2-6</u>で作成して下さい。各担当業務に従事予定の要員の配置及び担当事項が、業務実施の方法、業務工程と整合性があり、かつ妥当なものとなっているかどうか検討した上で作成して下さい。また、現地で特殊傭人や調査補助員を活用する場合は必要に応じ活用方法を記載ください。

評価対象業務従事者は担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載して下さい。一方、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先は記載しないで下さい(「未定」、「\*\*\*」等と記載する)。

評価対象外業務従事者については予定従事者の配置の考え方(従事予定者が具備すべき専門性や当該分野での経験等)を記述して下さい。

仕様書で示した担当業務と異なる業務を提案する場合(例えば、複数の業務従事者が同一の業務を分割して担当する場合等)や、仕様書に示された業務量の目途と著しく異なる場合には、その考え方を具体的に記述して下さい。

#### (5) その他

相手国政府又は機構からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な 事項があれば記載して下さい。

#### 3.3 業務従事予定者の経験・能力等

「3.2 業務の実施方針等」で提案された内容を実際に行う業務従事予定者の 経験・能力等について記述します。

#### (1) 評価対象業務従事者の経歴

以下の要領に従い、当該業務に配置される業務従事者のうち、2.(2)3)で 評価対象とされた業務従事者について、<u>別添様式2-7①②③</u>に記載して下さい。 ア.「担当業務」は、当該業務において担当する業務分野名を記載して下さい。

- イ.「取得学位・資格」は、担当業務に関連する取得学位・資格につき、その学位・資格名、取得年月日を記載するとともに、取得資格については、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。技術士のように資格分野が複数ある資格は、その取得分野名も必ず記載して下さい。
- ウ.「外国語」は、次の「語学能力の基準」に基づき申告して下さい。ただし、語学能力の評価は、各種資格認定書に基づき実施しますので、その語学の認定資格を取得している場合は、その資格名と認定書の写しを添付して下さい(取得後10年以内のものに限ります)。

【注意】英語については、技術提案書提出締切日を基準日として取得後 10 年以上経過した資格は語学評価の対象外とします(外国語圏の大学等の卒業について 10 年以上経っている場合は、経過年数により語学評価を逓減させます)。

#### <語学能力の基準>

#### (ランク)

- S-正確かつ流暢に高度な会話ができる。また、会議でのディスカッション及び技術 レポートの作成をはじめ自己の専門分野はもちろんとして、他の分野についても 正確な表現と理解が可能である。
- A-通常の会話と自己の専門分野の表現と理解はもちろんとして、技術レポートの作成・解読も可能である。ただし、会議でのヒアリングにはやや難がある。
- B-通常の会話と自己の専門分野の表現と理解は、十分とは言えないが可能である。 また、技術レポートの作成・解読は、不十分ながら可能である。
- C-実用の域ではないが、通常の会話や技術レポートの作成・解読は、辞書を用いて 辛うじて可能である。

なお、語学の認定資格については、<u>次の「語学能力・資格の認定等につい</u>て」に記載した語学の資格名を記載して下さい。

#### <語学能力・資格の認定等について>

1. 英語・フランス語・スペイン語については、次に掲げるいずれかの能力・資格の 認定試験(又はこれらに準ずる資格試験)の結果を<u>別添様式2-7①</u>「評価対象業 務従事者経歴書」の「外国語」欄に記載して下さい。(例:英検準1級、TOEIC 735 点等)

#### <英語>

- (1) TOEIC (国際ビジネスコミュニケーション協会)
- (2) TOEFL (国際教育交換協議会)
- (3) 実用英語技能検定(英検)(日本英語検定協会)
- (4) IELTS (日本英語検定協会)
- (5)国連英検(日本国際連合協会)
- (6) 通訳案内業(案内士) 試験

#### <フランス語>

- (1) 実用フランス語技能検定試験(仏検)(フランス語教育振興協会)
- (2) フランス語資格試験(DELF・DALF)
- (3) フランス語能力認定試験(TEF)(パリ商工会議所)
- (4) フランス文部省認定フランス語能力テスト (TCF) (国際教育研究国際センター)
- (5)通訳案内業(案内士)試験

#### <スペイン語>

- (1)スペイン語技能検定(西検)(スペイン語技能検定委員会)
- (2) 外国語としてのスペイン語検定試験(DELE) (セルバンテス文化センター)
- (3)通訳案内業(案内士)試験
- 2. 英語・フランス語・スペイン語以外の外国語については、特に指定はないので、 現に保有の認定証等に基づき記載して下さい。
- エ.「健康診断結果」は、最新の受診結果に基づき申告して下さい(契約に際し、 診断書の提示を求めることがあります)。
- オ.「学歴」は、高等学校から順に最終学歴まで、校名、学部・学科・専攻等及び 卒業・修了・中退年月を記載して下さい。また、海外の高校及び大学等を卒業 している場合は、その所在国名を記載して下さい。(例:〇〇大学(国名))
- カ.「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位 名を記載し、職務内容を1~2行で、簡潔に記載して下さい。また、所属先の

確認を行うため、雇用保険については、確認(受理)通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。なお、何らかの理由で雇用保険に入っていない場合、健康保険について、被保険者記号一番号、交付日、保険者番号、保険者名称、事業所名称を記載して下さい。

上述の雇用保険情報又は健康保険情報が記載できない場合は、「雇用契約書(写)」等何らかの形で当該業務従事者が現在雇用されている事実が確認できる書類を添付して下さい。同じく、役員の方については、商業(会社)登記簿の謄本等何らかの形で役員である事実が確認できる書類を添付して下さい。

- キ. 「職歴」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1~2行で、簡潔に記載して下さい。
- ク.「業務等従事経歴」は、①海外における類似業務、②国内における類似業務、 ③海外でのその他の業務に分類し、それぞれについて最近のものから時系列順 に記載して下さい。ただし、契約期間が複数年度にまたがる案件や複数年に及 ぶ案件に従事した場合には、1案件として初年度分又は最初の業務にまとめて 記載して下さい。「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業 務を正確に記して下さい。また、現地業務参加期間は、月数(小数点第1位ま で)で記載します。仕様書を通じて担当業務の内容等を十分理解した上で、類 似業務を選定して下さい。
- ケ. 「その他の海外渡航経歴」には、海外駐在、国際会議などの出席、留学及び海 外派遣専門家等の経歴を記載して下さい。
- コ.「研修実績」は、国内又は海外における研修受講実績について、研修先及び研修期間を記載し、研修内容を1~2行で、簡潔に記載して下さい。研修受講の認定書等があればその写しを添付して下さい。
- サ. 業務等従事経歴が<u>別添様式 2-7</u>だけでは記載しきれない場合には、<u>別添</u>様式 2-7②に記載して下さい。
- シ.「特記すべき類似業務の経験(類似職務経験を含む)」の記載にあたっては、 当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務従事者(担当業務) の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容 が具体的に分かるように、<u>別添様式2-7③</u>に、業務の背景と全体業務概要、 担当事項及び当該業務との関連性について記載して下さい。

# 3. 4. その他の技術提案書作成に係る留意事項

# (1)技術提案書の体裁等

#### ア. 体裁

技術提案書は正及び写ともに、色紙、写真台紙の使用は不可とします。 正のみフラットファイル綴じとします。表紙及び背表紙には、業務名、提出 年月(西暦)、コンサルタント等の名称を表記して下さい。また、各章毎の見出 しとしては、タックインデックスを使用して下さい。

写は、背表紙無し、2穴ひも綴じとします。表紙の表記及び各章毎の見出しは技術提案書(正)と同様として下さい。

#### イ. 形式

技術提案書は、A4版(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度とします。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前に綴じて下さい。

#### ウ、構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

# 4. その他の留意事項

- (1)技術提案書等は本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (2) 落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。

別紙:評価表

# 別紙

# 評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の法人と	しての経験、能力	1 0
(1)類似業務の経験	<ul> <li>類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。</li> <li>類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。</li> <li>国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	7
(2)当該業務実施上のバック アップ体制(本邦/現 地)	<ul><li>● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。 支援内容が具体的か。</li><li>● IS09001 等の品質保証システムの認証を受けているか。</li><li>● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。</li></ul>	3
2. 業務の実施方針等		4 0
(1)課題に対する現状認識	<ul><li>● ミンダナオ島及び調査対象地域を取り巻く社会文化的背景と政治・和平動向</li><li>● 調査対象地域におけるインフラ開発分野の現状と課題</li></ul>	2 0
(2)業務実施基本方針の的確 性	<ul><li>● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する 業務方針が示されているか。</li></ul>	1 5
(3)作業計画・要員計画の妥 当性	<ul><li>● 提示された業務方法に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、業務実施 上重要な専門性が確保されているか、調査補助員等を含め適切に業務を遂行し得る体制か。</li><li>● 各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保 されているか。</li></ul>	5
3. 業務主任者及び業務従事者	の経験・能力	5 0
(1)業務主任者の経験・能力	: 総括/地域開発	3 5
イ 類似業務の経験	<ul> <li>類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。</li> <li>国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。なお、過去10 年間に産前・産後休暇、育児休業、及び介護休業の取得期間が明記されている場合には、右期間を加算した期間を評価対象とする(10 年+休暇休業期間)。</li> </ul>	1 6
ロ 対象国又は同近隣地域	● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。	9

# 第3 技術提案書作成要領

若しくは同類似地域での 業務経験	<ul><li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li><li>● 業務従事の長短を考慮する。</li></ul>	
ハ語学力	● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。	3
ニ 業務主任者等としての 経験	<ul> <li>最近10 年に実施した業務主任経験(副業務主任経験を含む。)にプライオリティをおき評価する。なお、過去10 年間に産前・産後休暇、育児休業、及び介護休業の取得期間が明記されている場合には、右期間を加算した期間を評価対象とする(10 年+休暇休業期間)。</li> <li>海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。</li> </ul>	4
ホーその他学位、資格等	● 過去に発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。	3
(2)業務従事者の経験・能力	: 社会基盤整備	1 5
イ 類似業務の経験	<ul> <li>類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。</li> <li>国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。なお、過去10 年間に産前・産後休暇、育児休業、及び介護休業の取得期間が明記されている場合には、右期間を加算した期間を評価対象とする(10 年+休暇休業期間)。</li> </ul>	8
ロ 対象国又は同近隣地域 若しくは同類似地域での業務 経験	<ul><li>● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。</li><li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li><li>● 業務従事の長短を考慮する。</li></ul>	3
ハ語学力	● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。	2
ニーその他学位、資格等	● 過去に発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。	2

# 第4 経費積算に係る留意点

本業務に係る経費を積算するに際し、留意頂きたい点について記載しています。 応札者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、経費の積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」(本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。)に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(下記 URL 参照)にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

# 1. 本案件に係る業務量の目途

「第3 技術提案書作成要領」の2.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

#### 2. 入札金額内訳の作成について

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書 (別添様式集第1 入札に関する様式 様式1-4及び様式1-5参照)の提出を求めます。入札金額 内訳書の作成については次の通りとします。

# (1) 経費の費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、経費を構成する費目を次の通り とします (別添様式1-5参照)。

なお、本業務においては、直接経費のうち(4)機材購入費の支出は想定して おりません。

3746700				_
費用項目	内	訳		内 容
	1. 直接経費	(1)航空貨	Ę	本邦又は第三国から対象国へ の航空賃
		(2)現地[	<b>具連</b> 費	①業務従事者にかかる日当・宿 泊料などの旅費 ②現地通訳費、車両関連費等の 現地で支出する直接経費
		(3)国内[	<b></b> ]連費	国内で支出する直接経費
I. 業務原価		(4)機材則	構入費	機材購入費・輸送費等
		(5)再委詞	<b></b> 七費	業務の一部を再委託(下請負) するための経費(機構が認める 場合に限る。)
	2. 直接人件費		現地及び国内において当該業 務に従事する技術者の人件費	
	3. その他原価		間接原価及び積上計上するも のを除く経費	
Ⅱ.一般管理費等	業務を処理する受注者における経費等のうち業務原価以外の経費			

# (2)業務日数の人月換算

現地人月及び国内人月における日数から月数の換算は、現地業務期間、国内作業期間の各々について、要員配置の日数を合計し、現地業務期間は 30 日、国内作業期間は 20 日でそれぞれ割った数字の小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算定して下さい。

#### (3) 定額で計上する経費

以下の直接経費(現地関連費のうち業務従事者の日当・宿泊料を除く。なお、ローカルコンサルタント等に再委託する場合も本定額経費から支出する。)については、以下に示す定額を入札金額に含めて計上することとし、契約金額に含めて契約することとします。契約業務完了に際しては、本定額経費について、証拠書類に基づいて実費精算させて頂きます。

特殊傭人(2人程度): 1,250,000円×2.75か月間=3,437,500円

事務補助員・秘書: 63,000 円×2.75 か月間=173,250 円 特殊傭人(警備員): 40,000 円×2.75 か月間=110,000 円 警護付乗用車(4WD):50,000 円×2.75 か月間=2,050,000 円

本定額計上の趣旨は、傭人雇用に係る経費はその適切な積算が現時点では困難であることから、これを定額で入札金額に入れ込むように指示することにより、価格競争の対象としないものです。

これら定額で契約する経費については、「第5 契約管理及び契約金額の精算に係る留意事項」に記載の通り、証憑書類による精算を行います。

上記経費については、各支出項目・内容の妥当性を確認するため、経費の内訳が明らかになった段階(契約開始後~経費支出前)で2者打合せ簿により支出予定経費の内訳を確認します。また、精算時には支出項目/内容をの妥当性を確認するため当該打合せ簿を証憑書類とあわせて提出します。

#### 3. 消費税課税

課税事業者については、積算金額の全額に8%を乗じた消費税を加算した額が 最終的な契約金額となりますが、入札書に表示する金額は消費税を除いた金額を 記載願います。免税事業者についても、同様に、積算金額をそのまま入札書に記 載して下さい。

価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。

# 第5 契約管理及び契約金額の確定(精算)に係る留意事項

経費確定(精算)報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。 http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/20151013\_02.html

# 1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。

数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

	M(10 ) (10)		** = ** · · · · ·
費用項目	内	訳	数量等確認の有無
		(1)航空賃	有:渡航回数を確認
		(2)現地関連費	有:現地業務人月(人日)を確認
	1.直接経費 <sup>注)</sup>	(3)国内関連費	無
I. 業務原価		(4)機材購入費	有:購入された機材の内容と契約 終了時の取扱いを確認
		(5)再委託費	無:
	2. 直接人件費		無:
	3. その他原価		無:
Ⅱ. 一般管理費 等	<del>無</del> :		

注)定額計上するよう指示されている経費については、証憑書類に基づき実費精算する。

#### 2. 請求金額確定の方法

#### (1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定(精算)報告書を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

# 1) 数量の確認が必要な金額の確定

経費確定(精算)報告書に監督職員の確認を受けた「業務従事者の従事計画・実績表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月(現地/国内)及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

航空賃	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、渡航回数を
	確認します。
	個別の渡航に係る航空賃の実費を確認するのではな
	く、エコノミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回
	数のみを確認し、契約書に記載された単価を乗じた金額

	を確定金額とします。ただし、契約書に記載された渡航
	回数を上限とします。
現地関連費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、現地業務人
	月を確認します。現地の業務人月(人日)を確認し、契
	約書に記載された現地関連費の1人月(人日)あたりの
	単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、人月
	(人日)数量については、契約書に記載された現地業務
	人月(人日)を上限とします。
機材購入費	「購入機材リスト」にて購入された機材の種類・数量
	を確認します。
	契約書に記載された「購入すべき機材のリスト」のと
	おりの種類・数量の機材が購入されているか確認しま
	す。併せて、契約終了時の機材の取扱い(現地事務所へ
	の返納又は現地政府関係者への譲与等)を確認します。
	適切に機材が購入され、現地業務終了時に適切に処理
	することが確認できれば、契約金額の内訳金額を確定金
	額とします。

#### 2) 数量の確認が不要な金額の確定

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。具体的には以下のとおりです。

- 1) 直接経費のうち
  - 国内関連費(入札において定額計上が指示されているものを除く。)
  - 再委託費 (同上)
- 2) 直接人件費
- 3) その他原価
- 4) 一般管理費等

#### (2) 精算を要する金額の確定

定額計上するよう指示されている直接経費については、証憑書類(領収書等)に基づき実費精算することとなります。

経費確定(精算)報告書に添付する様式や証憑書類については、「業務実施契約における精算報告書の作成方法について」を参照して下さい。

また、証憑書類に第4 2. (3) に記載の経費内訳にかかる2者打合せ簿を添付ください。

# 3. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン」が適用されます。 しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これ ら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドラインの第4章「契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

(1) 契約締結時における確認事項

適用されます。ただし、「4)要員に係る合意事項」のうち「c)業務従事者の格付」については、入札によって既に契約金額に含まれるべき「直接人件費」が確定しているため、不要です。

(2)業務計画書等の提出

適用されます。

(3)費目間流用

「定額計上するよう指示されている直接経費」のみを対象に適用されます。

(4) その他契約金額内訳に係る事項

「定額計上するよう指示されている直接経費」のみを対象に適用されます。ただし、「5)旅費の分担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

(5)業務従事者の確定・交代

業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」並びに「補強、共同企業体の上限確認」の視点から確認させて頂きます。

(6) 現地再委託契約

「再委託費」が「定額計上するよう指示されている直接経費」である場合に限り、適用されます。

(7)機材調達・管理

「機材費」が「定額計上するよう指示されている直接経費」である場合、「1) 調達する機材の確認」、「2)入札を行う場合の立会い」、「3)選定の経緯と契約 の内容の確認」が適用されます。

「4)調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用 されます。

(8) 本邦研修受入れ

適用されます。

本邦研修受入れに係る直接経費は、原則「定額計上するよう指示されている直接経費」として取扱われることを想定しています。

(9)契約の変更

適用されます。

(10) 不可抗力

適用されます。

(11) 業務の完了

適用されます。ただし、「2)継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が「定額計上するよう指示されている直接経費」である場合に限ります。

以上

### 第6 契約書(案)

### 業務実施契約書

1 業務名称 案件名

2 対 象 国 名 国名(地域名)

3 履 行 期 間 2000年00月00日から

2000年00月00日まで

4 契 約 金 額 円

(内 消費税及び地方消費税の合計額

円)

頭書業務の実施について、独立行政人国際協力機構(以下「発注者」という。)と受注者名を記載(以下「受注者」という。)とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### (契約書の構成)

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる 各文書により構成される。
  - (1)業務実施契約約款(以下「約款」という。)
  - (2) 附属書 I 「共通仕様書」
  - (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
  - (4)附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
  - (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

### (監督職員等)

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものと する。

(1) 監督職員 : ●●部●●課(●●チーム)の課長

(2) 分任監督職員: なし

### (「契約金額の精算」条項の変更)

- 第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は 次の各号のとおり確定する。
  - (1) 直接経費のうち、航空賃及び現地関連費

航空賃については渡航回数を確認し、航空賃に係る契約単価を乗じて、航空 賃内訳額の範囲内で金額を確定する。また、現地関連費については、現地業務 人月(人日)を確認し、月額(日額)単価を乗じて、現地関連費内訳額の範囲 内で金額を確定する。この場合において、現地業務人月(人日)とは、現地業 務に係る直接人件費の対象となる人月(人日)を意味する。

- (2) 直接経費のうち、国内関連費、機材購入費及び再委託費 国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。
- (3) 直接人件費、その他原価及び一般管理費等

直接人件費、その他原価及び一般管理費等については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

(4) 直接経費の例外

前3号の規定にかかわらず、直接経費のうち、入札において定額計上するよう指示した以下の経費については、証拠書類に基づき精算を行い、金額を確定する。

- · ●●●●●費
- ・0000000費
- 2 前項の趣旨を踏まえ、約款第 14 条 (契約金額の精算) 及び約款第 15 条 (支払) の規定を次の各号のとおり変更する。
- (1)約款第14条第1項中「契約金額精算報告書(以下「精算報告書」という。)」 を「経費確定(精算)報告書(以下、「経費報告書」という。)」に変更する。
- (2) 約款第 14 条第 2 項中「精算報告書」を「経費報告書」に変更し、「ただし、 証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出 を省略することができる。」を削除する。
- (3) 約款第14条第3項から第5項を削除し、第3項として、「発注者は、第1項 の経費報告書及び第2項の必要な証拠書類一式を検査の上、発注者が支払うべ き額(以下「確定金額」という。)を確定し、これを受注者に通知しなければな らない。」を挿入する。
- (4) 約款第15条第1項中「前条第4項の規定による確定金額」を「前条第3項 の規定による確定金額」に変更する。

### (共通仕様書の変更)

- 第4条 本契約においては、附属書 I 「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
  - (1) 第9条 業務関連ガイドライン 「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018 年 5 月)」 を削除する。
  - (2) 第26条 契約金額精算報告書 本条を削除する。
  - (3) 第27条 航空賃の取扱い 本条を削除する。
- ※ 部分払を行う場合。

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

### <例>

(1) 第1回部分払:第〇次中間報告書の作成

(中間成果品: 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払:ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品: ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

### 2000年00月00日

発注者 東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理 事 加藤 正明

受注者

### 業務実施契約約款

※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/ku57pq00001mp316 -att/yakkan\_201808.pdf

### [附属書 I]

# 共通仕様書

※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I (共通仕様書)」をご参照下さい。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\_201805.pdf

### [附属書Ⅱ]

# 特記仕様書

※ 内容については、「第2 仕様書 Ⅱ. 特記仕様書」をご参照下さい。

# [附属書Ⅲ]

# 契約金額内訳書

Ι	I 業務原価							
	1	直接経費						
		内訳	単 価(円)	数量	金	額(円)		
		(1)旅費(航空賃)*		○分布				
		1)ビジネスクラス 2)エコノミークラス		○往復 ○往復				
		(2)現地関連費*		0. 00人月				
		(3)国内関連費		一式				
		(4)機材購入費		一式				
		(5)再委託費		一式				
		小	計					
	2	直接人件費						
		算出	金	額(円)				
		別表「直接人件	‡費(内訳)」参	照				
	3	その他原価						
		算 出	方 法		金	額(円)		
		小 計(	1~3)					
I	-	一般管理費等						
		算 出	金	額(円)				
Ш		<b>小 計 (I+I)</b>						
	消費	貴税及び地方消費税の合計額(	法令により定められ	た税率により算出)				
IV	· [	<b>計</b>						

【注:各費目内で定額計上分は分けて1式として記載し、【定額計上分・精算対象】 と追記ください。】

<sup>\*「</sup>業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認の上、精算金額を確定する。

# 別表:直接人件費内訳

2 直接人件費				
(1)現地業務				
担当業務	格付 (号)	月額(円)	業務人月	金額(円)
,	小 計			
(2)国内業務				
担当業務	格付 (号)	月額(円)	業務人月	金額(円)
,	小 計			
合	計			

### [附属書Ⅳ]

# 業務従事者名簿

氏名	担当業務	所属先	格付	生年月日	最終学歴 (注1)	卒業年月
□原 ×子	交差点設計	新宿プラニング	2号	19**年**月**日	<i>〇〇工業大学卒</i> △△△大学院修了	19**年 3 月 200*年 9 月
ОЩ △男	交通計画Ⅱ	麹町設計	3号	19**年**月**日	〇〇工業高校卒	197*年3月

注1: 業務従事者の最終学歴(卒業年月)が大学院卒以上の場合、大学学歴と大学卒業年月も併せて記載願います。

# 別添様式集

# 第1 入札に関する様式

別添様式1-1 各種書類受領書

別添様式1-2 入札書

別添様式1-3 委任状

別添様式1-4 入札金額内訳書

別添様式1-5 入札金額内訳

# 第2 技術提案書作成要領に関する様式

別添様式2-1 技術提案書頭紙

別添様式2-2 技術提案書表紙

別添様式2-3 類似業務の経験

別添様式2-4 コンプライアンス体制

別添様式2-5 作業計画

別添様式2-6 要員計画

別添様式2-7 評価対象業務従事予定者経歴書

### 別添様式集

(別添様式1-1)

# 各種書類受領書

※ 様式は、こちらのサイトにある「各種書類受領書」をご参照下さい。 http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html

(別添様式1-2)

入 札 書

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 住所 商号/名称 代表者役職・氏名 即

# 案件名 (一般競争入札(総合評価落札方式)) 案件番号:

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金	0	0	0	円
---	---	---	---	---

- \* 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税 は加算しないこと。
- \* 金額は千円単位として下さい。
- \* 上記金額は、定額計上分の●●について、●●円を含むものとします。

(別添様式1-2)

# 入 札 書

(再入札用:代理人を立てる場合)

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 住所 商号/名称 代理人氏名

(EII)

# 案件名 (一般競争入札(総合評価落札方式)) 案件番号:

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金						0	0	0	円	
---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--

- \* 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税 は加算しないこと。
- \* 金額は千円単位として下さい。
- \* 上記金額は、定額計上分の●●について、●●円を含むものとします。

(別添様式1-3)

委 任 状

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 住所 商号/名称 (印) 代表者役職・氏名 (印)

私は、弊社社員します。

⑩ を代理人と定め、下記の事項を委任

### 委 任 事 項

- 1.「〇〇〇国(案件名)(案件番号:XXX)」について、20〇〇年〇〇月〇〇日 に行われる貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限
- 2. その他上記に関する一切の権限

# 別添様式集

入札書への添付は不要です。落 札後、落札者のみから提出を求 めるものです。

契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

(別添様式1-4)

# 入札金額内訳書

2000年 月 日

商号/名称

件名:案件名 (一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

<ul> <li>I 業務原価</li> <li>1 直接経費 <ul> <li>(1)旅費(航空賃)</li> <li>(2)旅費(日当・宿泊費及び内国旅費)</li> <li>(3)一般業務費(現地支出分)</li> <li>(4)一般業務費(国内支出分:報告書印刷費等)</li> <li>(5)機材購入費</li> <li>(6)再委託費</li> </ul> </li> </ul>	円円円円円円
2 直接人件費	円
3 その他原価	円
Ⅱ 一般管理費等	円
合計(入札額)	<u>円</u>
消費税及び地方消費税の合計金額	円
総計(契約金額)	円

(別添様式1-5)

Ι	業務原価		円					
1.	直接経費		円					
( 1	)旅費(航空賃)		円					
	担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額(円)			
		小 計	-					
(2	(2) 旅費(日当・宿泊費及び内国旅費) 円							

担当業務	格付 ( <del>号</del> )	滞在費 日当 (円) 宿泊費 (円)			内国旅費 (円)	金額 (円)	
	,	×		×			
		=					
	合 計						

(別	添様式	1 - 5

(3)一般業務費(現地支出分)
-----------------

費目	内 訳	単価 (円)	数量	金額(円)	備考
合 計					

(4)一般業務費(国内支出分:報告書印刷費等) 円

費目	内 訳	単価(円)	数量	金額(円)	備考
合 計					

(別添様式1-5)

(4)機材購入費 円
------------

費目	内訳	単価(円)	数量	金額(円)	備考
合 計					

(5) 再委託費 円

費目	内訳	単価(円)	数量	金額(円)	備考
合 計					

	直接人件費		Ħ	(5	引添様式1-5)	
( 1	)現地業務 			T- 1.1.	₩ 공 <b>산</b>	
	担当業務	格付 ( <del>号</del> )	,、 │ 月額(円) ├────		現地業務	
		(9)		作業人月	金額(円)	
小計						
(2	2)国内業務					
	担当業務	格付	月額(円)	国内業務		
	但当未初	(号)	万镇(1)	作業人月	金額(円)	
		小 計				
	その他原価 直接人件費	—————————————————————————————————————	円 % = [		円	
П	一般管理費等		円			

% =

円

(直接人件費+その他原価)

円×

(別添様式2-1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 《整理番号》 《コンサルタント等の名称》 《代表者名》 印

# 〇〇〇国《案件名》(案件番号:XXX) に係る技術提案書等の提出について

標記業務に係る技術提案書等を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止 措置規程に基づく措置の対象となり得る腐敗又は不正行為を行わないことを誓約い たします。

記

技術提案書 正 1 部 写 部

入札書 1 通

(別添様式2-2)

# 独立行政法人国際協力機構 〇〇〇国《案件名》

(案件番号:XXX) 技術提案書

年 月

整理番号 コンサルタント等の名称

担当者名:

電話番号: FAX 番号:

e-mail アドレス:

緊急連絡先:

### 類似業務の経験

※ 様式は、こちらのサイトにある「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン(2016年10月版)様式」のうち、様式4-1(その1)及 び(その2)をご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html

(別添様式2-4)

# コンプライアンス体制

※ 様式は、こちらのサイトにある「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン(2016年10月版)様式」のうち、様式4-1(その3)を ご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html

(別添様式2-5)

### 作業計画

※ 様式は、こちらのサイトにある「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン(2016年10月版)様式」のうち、様式4-2をご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html

(別添様式2-6)

## 要員計画

※ 様式は、こちらのサイトにある「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン(2016年10月版)様式」のうち、様式4-3をご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html

(別添様式2-7)

### 評価対象業務従事予定者経歴書

※ 様式は、こちらのサイトにある「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン(2016年10月版)様式」のうち、様式4-5(その1)、(そ の2)及び(その3)をご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html